

## 第 39 回政策評価審議会（第 39 回政策評価制度部会との合同） 議事要旨

- 1 日 時 令和 6 年 6 月 25 日（火）10 時 00 分から 11 時 30 分
- 2 場 所  
合同庁舎第 2 号館省議室（Web 会議併用）
- 3 出席者  
（委員）  
森田朗会長代理、伊藤由希子委員、岩崎尚子委員、  
亀井善太郎委員、前葉泰幸委員、横田響子委員  
  
（総務省）  
長谷川総務大臣政務官、堀江総務審議官、菅原行政評価局長、原嶋大臣官房審議官、  
阿向大臣官房審議官、渡邊総務課長、渡邊企画課長・政策評価課長、菊永政策評価  
課企画官、菊池政策評価課専門官、木村政策評価課専門官、玉置評価監視官、方評  
価監視官、山本評価監視官
- 4 議 題
  - 1 政策評価に関する取組について
  - 2 最近実施した行政運営改善調査の結果について
- 5 資 料
  - 資料 1 行政事業レビューシートに関する府省横断的ワークショップ取りまとめにつ  
いて
  - 資料 2 令和 5 年度の実証的共同研究案件と令和 6 年度実施（予定）案件
  - 資料 3 租税特別措置等の効果検証手法の検討に関するポイント
  - 資料 4 地方公共団体との実証的共同研究から得られた示唆について
  - 資料 5 令和 5 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関  
する報告
  - 資料 6 行政運営改善調査結果概要（令和 6 年 3 月～ 6 月）
- 6 会議経過（○：委員発言、●：事務局発言）
  - （1）長谷川総務大臣政務官から挨拶が行われた。
  - （2）事務局から、議題 1 の「政策評価に関する取組」について、資料 1 から 5 に沿っ  
て説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

① 行政事業レビューシートに関する府省横断的ワークショップ取りまとめ（資料1）について

- 各府省の担当者の様子が前向きに変わっており、この資料だけではなく、プロセスそのものに意味があったと感じた。

一方で、内閣官房行政改革推進本部事務局と行政評価局が、個別のレビューシートの書き方を教えていると言われているが、そうではなく、このプロセスを通じて、能力と意欲を上げる人材改革であるということを忘れず、効果発現の経路をしっかりと見ていくプロセスが、自分の能力向上にもつながるという好循環をあらゆる政策立案に展開してほしい。

- 拠出金等については、費用を出すことは決まっているが、それが実際に日本にとってどれだけ有益かを長期的に見ていくことは難しい。そのため、長期アウトカムの取り方について研究を続け、共有してほしい。

また、改めて、この政策評価書は国民に分かるように作られており、簡便に全体像を把握して、次に何をしなければいけないのかが明示されていて、事務方の引継書にも有益なのではないかと感じた。是非、そういった活用の仕方が定着するようなものに育ってほしい。

- 政策立案における頭の使い方や考え方をワークショップの場を通じて皆で議論しながら共有出来たことは成果であった。今後の取組状況についても、政策評価審議会で報告していきたい。

② 租税特別措置等の効果検証手法の検討に関するポイント（資料3）について

- 今回説明した租税特別措置等の効果検証については、本日（6/25）14時に報告書を総務省のホームページにて公表する。報告書においては、効果検証に関する示唆を整理しており、これらの示唆は、租税特別措置等に限らず、効果検証全般で有益な示唆なので、各府省の政策評価担当者から、省内への周知をお願いしたい。

- 租税特別措置による減収額はかなりの額に上っている一方、行われている措置の有効性に対するチェックや、終わる期限が曖昧なことにより常態化しやすく、このような調査をして当初狙った効果が出ているのかを調べる取組は非常に重要と感じる。今後とも続けてほしい。

また、評価した結果を報告した後、どうしていくのかについて聞きたい。例えば、高額医療用機器について、12%特別償却した結果、12%売値が上昇しているのであれば、租税特別措置の意味がなくなってしまう。政府の措置はマーケットの市場価格に影響するので、結果の精査をもう少し踏み込んだ形で行っていただけるとなお良い。

- 今回の調査研究の主眼は、租税特別措置の必要性、有効性を議論するためではなく、各府省の職員が自分たちで効果検証をする際にどのようなことをすれば取り組めるのかを検証することにあつた。ロジックモデルの議論など

を通じて、頭の整理が進んできたところであり、こうした取組を各府省にも取り組んでほしい。その上で、自分たちがどこまで踏み込めるかといった点についても、今後検討していきたい。

- 効果検証としてできることとできないことが分かったという点で、政策立案や評価の現在地が分かったと認識している。質的調査も有用だと思っており、今後どういった調査ができるのかを考えてほしい。

③地方公共団体との実証的共同研究から得られた示唆（資料4）について

- 「活性化」という言葉は分かるけれども、何をもって活性化したというか物差しが曖昧で、どのような状態になったら成功なのかが実は共有できていないので、これを評価しようとしても戸惑ってしまう。何をもって成功とするのかの評価設計を、政策立案段階から組み込むことを、各府省、各地方公共団体においても徹底していくことが必要だと再認識した。

- 活性化の物差しが曖昧ということは御指摘のとおりであり、今後継続していく中で、関係者の認識の統一を意識してやっていきたい。

- 本件は、中長期的な地域活性化に資する実証実験の事例として、大変インパクトがある。またデジタルを活用している点でも興味深い。人流データはその精度、粒度、リアルタイム性によっても、地域活性化以外の災害対策等に対しても様々な使い方が想定される。さらに、デジタルツイン等の複数の技術を使って横断的データを取得できれば、より付加価値が高まるのではないか。

また、人口減少や高齢化等で地方公共団体の環境変化が急激に進む中で、地方公共団体の資産を有効的に活用できるような政策立案につなげてもらい、より付加価値が高く、他の地方公共団体にも横展開できるような成果が出てくれば良い。

- 非常に有意義な共同研究だと認識した。実際に研究していく中で期待したような結果が出てこないケースがある。このとき、実証実験を実施する意味があったのかと問われることがあるが、予定調和的に次の政策を作るためのものではなく、試行錯誤をするような実証実験も非常に有効であり、実証実験の実施をもって終了ということにならないよう、しっかりとフォローをしていくことが重要である。

- 人流データの活用には一定の費用が必要である。例えば、人流データを出すことで地元の事業者から寄附金が集まるといった仕掛けのように次につなげていかないと、継続的に費用を投じることができなくなってしまう。また、単一の部署だけでは費用を確保できない場合に、どこまでまとめて評価を行えば投資をしていけるかという点も含めて、実証研究の中でまとめてほしい。

- 国と地方公共団体の職員では、考え方などが違うところもあったが、まさ

に試行錯誤して取り組んだことがとても大きかった。検証して終わりとならないよう、持続可能なものを考えていきたい。研究自体を何年も持続させることは難しいと考えるが、これをきっかけに何かその地域で継続して行われる取組が残るよう意識して検討していきたい。

(3) 事務局から、「最近実施した行政運営改善調査の結果」について、資料6に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

<太陽光発電設備等の導入に関する調査結果>

- 発電事業者は、事業開始前、事業実施中、事業終了後のそれぞれの段階において丁寧な対応をしていくことが住民から期待されている。
- 本調査結果が経済産業省へ中間的に情報提供され、同省が策定するガイドラインの内容に反映されたのは、行政評価局の調査が政策の推進に良い影響を与えた例である。
- 政策評価は、窓が開くタイミングに投げ込むことが極めて大切である。今回の調査では、経済産業省がガイドラインを策定するタイミングで、行政評価局からの情報提供が行われており、今後、他の調査テーマを選定する上でも、この点を強く意識してほしい。
- 特に、本調査とため池に関する調査については、他の現場の実情が異なる中、課題がなぜ生じているかの深い分析を行い、その分析に基づいた洞察から改善策を導くという、とても良いプロセスであったと思う。このプロセスを是非霞が関全体に共有してほしい。
- 太陽光発電設備は、固定価格買取制度の導入によって各地に増えたが、経済産業省は、制度導入時に、買取期間が終了した後に残された設備をどうしていくのかまで考えていなかったのではないかと。今後、このような設備が問題になると思うので、設備の畳み方を含めた幅広い勧告としてもよかったのではないかと。
- 今回説明のあった3調査ともに、地方公共団体を超えた横断的な改善策が提示されている点が非常に有益である。特に、当該地方公共団体だけではなかなか解決できない部分について、広域的な対応が必要であるとしている点は高く評価したい。
- 地方公共団体からは、太陽光パネルの稼働後の問題を懸念する声が聞かれ、固定価格買取制度の導入から10年以上が経過し、買取期間が20年であることを踏まえると、今後も時々に応じた課題が生じるものと考えている。経済産業省及び環境省による「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」は、本年1月に中間取りまとめを公表しており、リサイクルの義務化が議論されているようである。行政評価局としても、引き続き、太陽光発電設備に関する課題をフォローアップしていきたい。

また、今回の調査では、太陽光発電設備に関して市町村に大きな負担がかかっていることが分かったが、今後の行政評価局の調査においては、地方公共団体の職員が減少する中、どのようにその業務負担の軽減を図るかといった視点を持つことが大切であると思っている。

<社会的養護に関する調査結果-里親委託を中心として->

- 里親委託についての児童相談所の体制が必ずしも十分ではないという調査結果だが、そのとおりだと思う。里親委託についてもしっかりとフォローしてほしい。また、例えば、保育所入所時の点数加算なども、地方公共団体もチェックする必要があるということがよく分かった。
- 近年、児童相談所の体制は増員傾向にはあるものの、虐待関係にマンパワーが割かれている状況と承知している。そのため、今回の調査において、児童相談所の体制強化に限界がある場合の解決策の一つとして、外部委託を進めるということも求めている。こども家庭庁に対し、外部委託に係る優良事例を提供することを求めていると考えている。
- 当事者をよく見る、当事者からよく聞く、その声に耳を傾けるというところを徹底して行うということについて、なかなか声を発することができない方々にどのようにアプローチしていくかという意味で大変大きな示唆があったのではないと思う。特に里親に横展開してほしい。
- 今回の調査では、インタビューやアンケートを実施し、当事者から話をよく聞く、あるいは当事者をよく見る、といった視点は非常に良かったと思っている。今回、協力いただいた児童相談所を通してアンケートを送付した里親には調査結果を周知している。また、インタビューに御協力いただいた里親に直接メール等でお知らせしている。関係行政機関のみならず、当事者である里親やその支援機関に今回の調査結果が届くよう工夫していきたい。

<ため池の防災減災対策に関する調査結果>

- 地方公共団体にとっても有効な調査結果である。地方公共団体では特に、所有者名が昔の個人名であるなど、現在の所有者がはっきりしておらず、その辺りへの対策が難しいが、各地方公共団体においてもきちんと取り組まなければならないことである。
- 所有者不明のため池は3割近くあり、所有者の特定が地方公共団体の負担になっていると聞いている。今後、工事等を進めていくに当たり、大きな課題となる可能性がある。対応方法として代執行もあるが、今回の調査では把握されなかった。その他の方法として、民法改正により所有者不明土地管理制度などができており、このような取組の仕方についても、農林水産省には、地方公共団体を後押しするため、事例などを集めて提供してほしいとしている。

また、今回のため池に限らず、ほかの公共事業や災害時に、当該市町村に閉じず近隣市町村に影響を及ぼす可能性があるものがないか、ということ念頭に置いてもらいながら、今後の参考にしてほしい。

タイミングの話に関しては、農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行後の見直しが来年頃になるため、今回の調査で明らかとなった工事の進捗状況などを参考にし、検討してもらえればと期待している。

- 人口減少により労働力も減ってきている中、地方公共団体においても行政を担う力が低下してきており、問題が出てきた際に、地方公共団体に対して業務をきちんと行うよう促すメッセージは、実際にはあまり効果がないと思われる。そのため、様々な分野に横断的な形での制度の見直しが必要であると考えます。

特に所有者不明に関しては、戸籍や登記のデジタル化により改善する可能性があるのではないか。

以上

(文責：総務省行政評価局)